

介護サービス事業所・施設等の長 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

**令和5年度新潟県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス
提供体制緊急時確保事業費補助金の募集（第5回目）について（通知）**

日頃から、本県の高齢福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。また、感染防止対策を講じながら、介護サービスを継続して提供いただいておりますことに、あらためて感謝申し上げます。

県では、第4回目の申請に引き続き、第5回目の申請を募集いたしますので通知いたします。

記

1 対象介護サービス事業・施設等

県内に所在する介護サービス事業所・施設等（以下、「事業所・施設等」という。）

2 申請方法

下記 URL より新潟県電子申請システムにアクセスし、交付申請書等を提出願います。
https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9606

3 第5回目募集に係る申請時の注意事項

第5回目募集に係る申請については、第4回目募集までの申請と流れが異なりますので、別紙の注意事項の内容を必ず確認してください。

4 申請期限

①発生日が令和5年8月1日から令和5年11月30日の間である事業所・施設等、又は②発生日が令和5年12月1日以降である事業所・施設等で生じたかかり増し経費（※）のうち、基準期間内に支払いが完了するかかり増し経費を、下記の申請期限までに申請願います。

※ 発生期間内に生じたかかり増し経費のうち、3月末日までに支払いが完了するかかり増し経費であれば、申請日時点で支払いを完了していない経費も申請に含めることができます。

※ 申請日時点で支払いを完了していない経費のうち、衛生用品については次の事項に御留意願います。

- ・ 2月末日時点で収束していない事業所において、申請される衛生用品の購入費は、発生期間中に在庫不足が見込まれて購入した衛生用品のうち、発生期間中に使用する見込みの衛生用品が対象となります。なお、収束日が4月1日以降となる場合は、3月末日までに在庫不足が見込まれて購入した衛生用品のうち、3月末日までに使用する見込みの衛生用品が対象となる点に御留意願います。
- ・ 2月末日時点で収束していない事業所において、発生期間中に購入して使用する見込みの衛生用品を申請された場合には、発生期間中に実際に使用した数量で実績報告していただきます。なお、収束日が令和6年4月1日以降である場合は、3月末日までに実際に使用した数量が対象となる点に御留意願います。

第5回目申請期限

- ・ 基準期間（次の基準期間内に支払いが完了するかかり増し経費）
上記①の場合：令和6年1月1日～令和6年3月31日
上記②の場合：令和5年12月1日～令和6年3月31日
- ・ 申請期限
令和6年2月29日まで
- ※ 申請期限を厳守願います。（申請期限を過ぎたものや提出資料に不備・不足があるものなど、申請期限までに県が受理できる状態になっていない提出資料については、申請を受け付けることができませんので御留願願います。）

5 追加募集（第6回目募集）の予定

第5回目募集の受付終了後、予算状況により下記のとおり追加募集を行う予定です。追加募集を行う場合は、県ホームページでのみ御案内しますので御留願願います。

また、申請時の注意事項は第5回目募集と同様となりますので、併せて御留願願います。

追加募集申請期限

- 申請対象
発生日が令和6年3月1日から令和6年3月15日までの間である事業所・施設等で生じたかかり増し経費（※）のうち、3月末日までに支払いが完了するかかり増し経費
- ※ 発生期間内に生じたかかり増し経費のうち、3月末日までに支払いが完了するかかり増し経費であれば、申請日時時点で支払いを完了していない経費も申請に含めることができます。
- ※ 申請日時時点で支払いを完了していない経費のうち、衛生用品については次の事項に御留願願います。
 - ・ 3月15日時点で収束していない事業所において、申請される衛生用品の購入費は、発生期間中に在庫不足が見込まれて購入した衛生用品のうち、発生期間中に使用する見込みの衛生用品が対象となります。なお、収束日が4月1日以降となる場合は、3月末日までに在庫不足が見込まれて購入した衛生用品のうち、3月末日までに使用する見込みの衛生用品が対象となる点に御留願願います。
 - ・ 3月15日時点で収束していない事業所において、発生期間中に購入して使用する見込みの衛生用品を申請された場合には、発生期間中に実際に使用した数量で実績報告していただきます。なお、収束日が令和6年4月1日以降である場合は、3月末日までに実際に使用した数量が対象となる点に御留願願います。
- 申請期限
令和6年3月15日まで
- ※ 申請期限を厳守願います。（申請期限を過ぎたものや提出資料に不備・不足があるものなど、申請期限までに県が受理できる状態になっていない提出資料については、申請を受け付けることができませんので御留願願います。）

6 留意事項

- 本事業は、交付申請があった都度、内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行います。申請期間内であっても、予算の上限に達した場合は受付を締め切りますので、御了承願願います。
- 申請期限を過ぎたものや提出資料に不備・不足があるもの、申請期限までに県が受理できる状態になっていない提出資料については、申請を受け付けることができませんので御留願願います。
- 交付申請等の内容に虚偽記載があった場合は、補助金返還となる場合があります。

【担当】

高齢福祉保健課介護人材確保係

○新 潟 市：田原

○新潟市以外：松本

○E-mail：ngt040230@pref.niigata.lg.jp

○電話番号：025-280-5272（直通）

